



レジストラ契約遵守プログラム

契約遵守



契約遵守プロセスのガイド ラインと明確化

非公式な解決プロセスのガイドライン

通知

- 非遵守について申し立てられた領域を送信
- 契約遵守のプロアクティブな監視（上記に当てはまる場合）
- 第三者からの苦情（検証時）

注：件名の行は、通知か照会かを示す

VS

照会

- 情報の収集が必要
- 既知の遵守違反なし
- 契約遵守のプロアクティブな監視
労力（上記に当てはまる場合）

注：照会に対して応答がない場合、通知になる可能性がある

契約遵守に関する通知のエスカレーションは、次のような契約遵守の問題に適用される：

- 迅速な解決が必要な場合
- 以前に修正されたと申し立てられてた問題が再発している場合
- 委任が終了した場合（例えば、破産、判決、安定性の問題）

非公式な解決プロセス — 明確化

- ◎ 締め切りは、UTC時間で生成される
- ◎ 締め切り日は00:00 UTCをもって翌日となる
- ◎ 3つのグローバルハブ全体でスタッフが5 x 24で処理を行う
 - ◎ 同じ日に送信される通知や照会であっても締め切りが異なる場合がある

非公式な解決プロセス — 明確化

注：早期に対応によって、フォローアップと連携が可能になる

- ◎ ICANNが通常フォローアップを送信する場合は以下の通り：
 - ◎ 期日前に十分な対応がなされていない
 - ◎ 早期の段階で不十分な対応があり、ICANN側の審査/対応が期日を過ぎた
 - ◎ 期日まで契約している団体から延長が要求された（理由あり）
 - ◎ 期日前に契約している団体から明確化が要求された
- ◎ ICANNは、以下の場合に次の段階に移行する：
 - ◎ 契約している団体から応答がない
 - ◎ 期日の最終日またはその直前に対応がなされたが不十分だった

非公式な解決プロセス — 連絡先

ICANNのスタッフは、非公式な解決プロセスにおいてさまざまな連絡先を使用する

- ◎ レジストラ：苦情のタイプに応じて指定のメールアドレスの連絡先に3段階の通知が送信される。プライマリの連絡先は、3回目の通知にも含まれ、3回目の通知のFAXが送信される
- ◎ レジストリ：3段階の通知と3回目の通知のFAXが契約遵守担当の連絡先に送信される。プライマリの連絡先と法務関係の通知の連絡先は、3回目の通知にも含まれる
- ◎ 確認のために、契約している団体には、2回目と3回目の通知の後に電話で連絡される（対応が不十分な場合）
 - ◎ レジストラの一次連絡先とレジストリの契約遵守担当の連絡先
 - ◎ 電話番号は（一般的なカスタマーサービス用の回線ではなく）、音声通話が可能な直通の回線にすることが推奨される

ICANNとのやりとり

ICANNコンプライアンスチームとのやりとりのヒント

- ◎ icann.orgから受信する電子メールをホワイトリストに登録する
- ◎ 電子メールサーバーがICANNからの電子メールを遮断しないことを確認する
- ◎ コンプライアンスチームへの返信はできるだけ早く送信し、現況を報告する
 - ◎ すべての質問に回答し、文書が提供が提供されていることを確認する
 - ◎ 返信の期限を遵守する
 - ◎ 早期に対応することで、フォローアップと連携が可能になる（対応が十分でない場合）
- ◎ コンプライアンスチームへの返信では、件名を変更しない。
- ◎ 返信と添付ファイルの合計サイズが4MB未満であることを確認するそれを超える場合は複数のメールに分割して送信する。

RAAのガイドラインとリファレンス

-

2013 RAA : WHOIS正確性プログラム仕様 (WAPS)

検証と有効性確認の違い

◎ 検証とは

- ◎ 「WHOISデータの正確性を確認または修正すること」
- ◎ RNHに連絡して回答を受け取る必要がある

◎ 有効性確認とは

- ◎ 「WHOISデータの形式が標準を遵守していることを確認すること」
- ◎ 有効性確認は、RNHではなく、レジストラが実施する

2013 RAA : WAPS有効性確認

- ◎ 有効性確認 : データが存在し、その形式が標準を遵守していることを確認する
 - ◎ 「標準」には、RFC 5322（電子メール）、ITU-T E. 164（電話）、UPU郵便、またはS42住所表記テンプレート（郵便物の住所）、または国または地域で同等の役割を果たすものが含まれる
 - ◎ Webサイトまたは地図アプリケーションではない（標準に準拠している場合を除く）
 - ◎ RNHから取得するものではない
- ◎ ICANNはレジストラに対し、検証および有効性確認の結果に使用した標準を明記するよう要請する

2013 RAA : WAPS検証

- ◎ 検証 : 情報を確認、または修正すること
 - ◎ 電子メールによる確認応答の検証 :
 - ◎ WHOISデータに記載されているレジストラントの電子メールアドレスから電子メールを受け取る、または
 - ◎ レジストラが指定した方法で一意のコードを返す
 - ◎ 電話による確認応答の検証 :
 - ◎ 登録名保有者の電話番号への通話またはSMSの送信のいずれかの手段を使い、レジストラによって指定された方法で一意のコードを答える。または、
 - ◎ 登録名保有者の電話番号に電話して、Web、電子メール、または郵便で登録名保有者に送信された一意のコードを伝えるように要求する。
- ◎ 開始から15日以内に確認応答の検証がない場合 :
 - ◎ レジストラが手動で検証するか、検証が発生するまでドメインを一時停止する

2013 RAA：項番号ごとのWAPS開始条件

- ◎ 第1項：すべての新規登録、インバウンド移転、またはRNHの変更では、検証および有効性確認が必須である
- ◎ 第2項：WHOISデータが更新された場合は、検証および有効性確認が必須である
- ◎ 第4項：レジストラにWHOISのデータが間違っていることを示す情報がある場合は、RNHとアカウント保有者の電子メールアドレスの検証または再検証も必須である
 - ◎ WHOIS不正確性苦情によって検証が開始する

2013 RAA : WHOIS不正確性の通知とWAPS

- ◎ **第3.7.8項** : レジストラは、WHOISデータの不正確性を調査し、訂正するための合理的な措置を講じる必要がある
- ◎ ICANNは以下を要請する :
 - ◎ 電子メールのヘッダーおよび調査の詳細（やり取りの日時、方法、相手を含む）を含む、調査中のやり取り
 - ◎ WAPSの第2項の規定に基づく、以下の調査で更新されたデータの有効性確認（ICANNはレジストラに対し、有効性確認に使用した標準と有効性確認結果を明記することを要請する）
 - ◎ WAPSの第4項に基づく、RNH電子メールの検証
- ◎ RAAの第3.7.8項に定める、申し立てられたWHOIS不正確性に対する有効性確認、検証、および調査の義務は、いずれかを1つを実行すれば済むものではない

2013 RAA : WHOIS不正確性の通知とWAPS

- ◎ レジストラには、開始のきっかけとなる事象（新規登録、インバウンド移転、レジストラントに対する変更、WHOIS不正確性の苦情）から15暦日間の検証/有効性確認のための期間が与えられる
 - ◎ 当初の期間内に開始のきっかけとなる事象が何回か発生しても、期間は延長されない
- ◎ ICANNの1回目のコンプライアンス通知は15営業日のみである
- ◎ ICANNは2回目のコンプライアンス通知で、レジストラが15暦日以内に登録を一時停止または削除しなかった理由を質問する

2013 RAA : WHOIS不正確性の通知とWAPS

- ◎ WHOISの不正確性の苦情に対し、ICANNは次の3つの結果のいずれか1つになることを期待する：
 - ◎ WHOISがRNHへの通知から15日以内に更新された場合 - レジストラから更新と検証の文書が提出されること（確認応答または手動検証を含む）
 - ◎ RNHへの通知から15日以内にRNHから返事がない場合 - レジストラが情報を確認するまでドメインを一時停止すること
 - ◎ RNHへの通知から15日以内にWHOISが正確である（変更されなかった）ことが検証された場合 - レジストラから検証の文書が提出されること
- ◎ 第1項の定めに基づき、ICANNがWAPS履行の証拠を要求することもある

2013 RAA : WHOIS形式

WHOIS出力形式は2013 RAAの要件に従うこと

- ◎ データフィールドは2013 RAAで指定されている形式でなければならない（キーの順番を含む）
- ◎ 「Advisory: Clarifications to the Registry Agreement, and the 2013 Registrar Accreditation Agreement regarding applicable Registration Data Directory Service (WHOIS) Specifications（アドバイザリ：レジストリ契約および2013年レジストラ認定契約に適用される登録データディレクトリサービス（WHOIS）の仕様に関する説明）」2016年1月31日発効 <https://www.icann.org/resources/pages/registry-agreement-raa-rdds-2015-04-27-en>

説明には以下が含まれる：

- ◎ WHOIS出力のどのフィールドがオプションであるか
 - ◎ オプションのフィールドにデータがない場合、値を空白にするか、フィールドが表示されないようにする必要がある
 - ◎ 値を「N/A」または「00000」などのそれ以外のプレースホルダーにすることはできない
 - ◎ データが存在する場合、データのキーおよび値が表示されるようにする必要がある

2013 RAA : WHOIS形式

説明には以下が含まれる（続き）：

- ◎ 「Registrar Abuse Contact Email（レジストラ違反連絡先電子メール）」および「Registrar Abuse Contact Phone（レジストラ不正連絡先電話）」のキーは、「Registrar IANA ID（レジストラIANA ID）」キーの後ではなく、最後のフィールドの直前に表示されることがある
- ◎ 「Reseller（リセラー）」フィールドの値セクションは表示されるはずであるが、空白のままだったり、何も表示されなかったりすることがある
 - ◎ 表示される場合、値は組織の名前でなければならず、ドメインのリセラーの場合は、法人、人名、またはそれ以外になる
- ◎ WHOIS出力に、他の言語のキー名の翻訳が表示されることがある

2013 RAA : WHOIS形式

「WHOIS情報の追加ポリシー」 2016年1月31日発効

- ◎ レジストラは以下を実行しなければならない：
 - ◎ WHOISの登録ステータスのみをEPPステータスコードで参照する
 - ◎ WHOISの各コードに、そのコードを説明するICANN Webページへのリンクを入れる
 - ◎ 使用可能なURLのリスト：
<https://www.icann.org/resources/pages/epp-status-codes-list-2014-06-18-en>
 - ◎ WHOIS出力に入れるメッセージ：「WHOISステータスコードの詳細は、<https://www.icann.org/resources/pages/epp-status-codes-2014-06-16-en>を参照してください」
- ◎ レジストラはWHOISサービスの提供時にリンクおよびメッセージを削除してはならない

2013 RAA：違反報告の要件

2013 RAAの第3.18項

- ◎ 第3.18.1項：世界中の誰でも有効な違反報告を提出することができる
- ◎ 第3.18.2項：法の執行、消費者保護、準公的機関-レジストラの地方自治体によって法人や個人が指名されれば、管轄上の制限はない。
- ◎ レジストラは報告を調査しなければならない
 - ◎ 調査にあたって裁判所命令は必要ではない
 - ◎ 調査プロセスは報告によって異なる場合がある
- ◎ ホームページから違法のプロセスおよび電子メールアドレスにリンクしなければならない（問い合わせフォームだけでは不十分である）

2013 RAA：違反報告の要件

第3.18.1項

- レジストラは以下を実行しなければならない：
 - 合理的かつ迅速な調査の手続きを実行し、かつ
 - すべての違法報告に適切に対応する
- 合理的な手続きには以下が含まれる：
 - ドメインのRNHへの連絡
- 「適切に」の定義は、事実および状況によって異なる
- WHOISデータの検証だけでは不十分である
- ICANNに提出された特定の法律または規制が存在しないことを調査する際に、レジストラに対する裁判所命令は必要ではない

VS

第3.18.2項

- レジストラは専用不正電子メールおよび電話番号をWHOIS出力に記載しなければならない
- 不正行為の報告については、報告に対応するために必要かつ適切な措置を講じる権限を付与された個人が24時間以内に審査しなければならない
- 報告者がレジストラの地方自治体によって権限者に指名されれば、該当するどの管轄機関からの報告であっても構わない

2013 RAA：違反報告の要件

- ◎ 最も一般的な不正報告は、医薬品のオンライン販売、マルウェア、ウイルス、スパム、および知的財産権侵害に関するものである。
- ◎ 不適格報告の例：
 - ◎ 2009 RAAのレジストラ
 - ◎ 報告者がICANNへの不正申し立ての前にレジストラに連絡しなかった
- ◎ ICANNは、レジストラ、不正報告者、および知的財産権保護団体との協力を継続する

不正報告の提出

不正または違法行為を特定するうえで有効な報告書に必要な内容？

1. 報告者および報告者の連絡先情報
2. 不正のソースとして疑われる具体的なURL
3. 不正または違法が疑われる行為の本質
4. 違反が疑われる関連法および該当する場合は該当管轄地（該当する場合）
5. 裁判所、規制当局または法執行機関からの証拠または公式決定
6. レジストラが法律または規制の対象であることを信じる根拠
7. レジストラが不正報告に返答しない場合はその証拠

上記はICANNのブログの以下のリンクからの抜粋です：

<https://www.icann.org/news/blog/update-on-steps-to-combat-abuse-and-illegal-activity>

不正報告 - ICANN 苦情処理

- ◎ ICANNは報告者に対し、レジストラへの苦情を送信する前に報告者がレジストラの不正連絡先に不正報告を送付していることを確認する
- ◎ ICANNは以下を要請することがある：
 - ◎ 不正報告の調査と対応のための手続き
 - ◎ 不正報告への対応にかかる時間
 - ◎ 苦情申立人およびレジストラとの調整
 - ◎ Webサイトの不正連絡先の電子メールと処理手順へのリンク
 - ◎ 法執行報告のための不正連絡専用のメールと電話の場所
 - ◎ WHOIS不正連絡先、電子メール、および電話
- ◎ レジストラが不正報告の調査と対応のために実施する手続きの例：
 - ◎ レジストラへの連絡
 - ◎ 証拠またはライセンスの依頼と入手
 - ◎ ホスティングプロバイダ情報の苦情申立人への提供
 - ◎ WHOIS検証の実行
 - ◎ レジストラの要求に基づく移転の実行
 - ◎ ドメインの一時停止

不正報告 – 解決コード

- ◎ 不正連絡先情報がレジストラのWebサイトに公開された
- ◎ 必要な不正情報がWHOIS出力に追加された
- ◎ 不正報告処理手順がレジストラのWebサイトに公開された

- ◎ レジストラがドメインを一時停止したまたは取り消した

- ◎ 不正記録が維持されていることをレジストラが証明した

- ◎ レジストラが不正報告（LEA以外）に回答した。これには以下が含まれる：
 - ◎ レジストラントへの報告の通知
 - ◎ レジストラントが公的許可書のコピーを提出する
 - ◎ 報告者が電子メール配布リストから削除された（スパムの苦情）
 - ◎ 苦情があったWebサイトのコンテンツが削除された
- ◎ レジストラがLEA不正行為報告に対応した

- ◎ レジストラが対応を実施しないことの妥当性を文書化した
 - ◎ レジストラが以前に苦情に対応した
 - ◎ 無効な不正の苦情

- ◎ レジストラが現在、不正電子メールアドレス/電話を監視している

- ◎ 電子メール/電話をすでに公開されていることをレジストラが証明した

2013 RAA : プライバシー/プロキシサービス

第3.4.1.5項とプライバシーおよびプロキシ登録の仕様

- ◎ プライバシーサービス : 実際のレジストラントの名前を表示しているが、代替連絡先情報である
- ◎ プロキシサービス : レジストラントであり、受益者であるユーザーにドメインを使用許諾する
- ◎ これらの登録のWHOISデータは、信頼できる正確なものでなければならない
 - ◎ レジストラントは、プライバシーサービスとプロキシサービスのどちらについても連絡可能でなければならない
- ◎ レジストラは、2013 RAAの要件に従ってWHOISデータを検証/有効性確認しなければならない
- ◎ 基底となるWHOIS情報をデータエスクローデポジットに含めなければならない

2013 RAA : レジストラ情報の仕様

第3.17項とレジストラ情報の仕様

- ◎ レジストラはICANNに対し、RAAの実行後に記入済みRISを提示しなければならない
- ◎ 追加されたWebサイト記載の要件（連絡先情報、役員情報、および親会社）
- ◎ 特に多い問題：
 - ◎ RIS第6項の定めに従って正しい立場であることを証明する裏付け文書が提示されていない
 - ◎ 情報が不十分である
 - ◎ 必要な情報がWebサイトに公開されていない

第3.12項

- ◎ リセラーがレジストラのRAA違反の理由となることはできない
- ◎ レジストラはリセラーに確実に遵守させるよう努めなければならない
- ◎ ICANNがレジストラ/リセラーの書面の契約を審査することがある
- ◎ リセラーはICANN認定ロゴを使用してはならない
- ◎ リセラーは要求に基づいてレジストラを特定しなければならない
- ◎ リセラーはプライバシー/プロキシの仕様および同意のポリシーに従わなければならない

2013 RAA : ドメインの削除

WHOIS正確性プログラムの仕様

- ◎ ICANNの審査には、レジストラが以下の状況である場合に、ドメインが削除または一時停止されたかどうかのチェックが含まれる：
 - ◎ レジストラのWHOIS照会から15日以内に回答しなかった
 - ◎ 不正確または信頼できない連絡先情報を意図的に提出した
 - ◎ 変更から7日以内に情報を意図的に更新しなかった
- ◎ レジストラが遵守を証明した場合、ICANNは苦情申立人に対して、レジストラに再有効化に関して連絡するよう通知する

第3.7.11項

- ◎ ICANNの要請としては、例えば次のようなものがある：
 - ◎ カスタマーサービス処理プロセスのコピー
 - ◎ Webサイトのカスタマーサービス処理プロセスへのリンク
 - ◎ カスタマーサービス処理プロセスの通知に関するRNHとの書面でのやり取り

2013 RAA : DNSSEC、IPv6、およびIDN

第3.19項と追加されたレジストラ運用の仕様

◎ DNSSEC :

- ◎ 要請があれば、顧客にDNSSECの使用を許可しなければならない
- ◎ すべての要請は、RFC 5910またはその後継に定められたEPP拡張子を使用してレジストリに送信されるものとする

◎ IPv6 :

- ◎ レジストラが顧客によるネームサーバーの指定を許可する場合、IPv6を許可しなければならない

◎ Internationalized Domain Name（国際化ドメイン名） :

- ◎ 追加されたレジストラ運用仕様のコンプライアンス

第3.20項

- ◎ レジストラには、以下の事象の通知をICANNに提供することが求められる
- ◎ ICANNの審査において、以下が要請されることがある：
 - ◎ 破産手続きまたは有罪判決の証拠
 - ◎ 侵害の詳しい説明（侵害そのものは遵守違反ではない）
 - ◎ 発生の経緯
 - ◎ 影響を受けたレジストラントの数
 - ◎ 対策として実行されたすべての措置

2013 RAA : レジストラントの権利と責任

第3.7.10項および第3.16項

- ◎ レジストラは、レジストラントの利益および責任に関する仕様（RAAの附則）を自らのWebサイトに公開するか、リンクを掲載しなければならない（第3.7.10項）
- ◎ レジストラは、ICANNのレジストラント教育情報（第3.16項）へのリンクを自らのWebサイトに掲載しなければならない
- ◎ ICANNの審査では、例えば次のようなものが要求されることがある：
 - ◎ WebサイトのURL
 - ◎ スクリーンショット

2013 RAA：データ保持の放棄

データ保持の仕様

- ◎ レジストラは、データ保持放棄の定めに従い、保持期間を短縮したり、保持記録数を少なくしたりすることができる
 - ◎ 放棄は、法律上の見解、または保持することが適用法に違反するという公的機関の決定に基づくものである
 - ◎ 保持の要件の具体的な条件に限定される
 - ◎ 例：スポンサーシップ後の保持期間の2年間から1年間への変更を免除する
- ◎ 既に承認されているレジストラと同じ管轄機関のレジストラは、同様の取り扱いを要求することができる
- ◎ レジストラが保持の義務から逸脱する可能性がある前の段階で、ICANNは、放棄を承認しなければならない

第3.3項

- ◎ レジストラには、ポート43およびWebを経由する各ドメインの連絡先詳細への一般アクセスを提供することが求められる
 - ◎ 2013 RAAのみ：ポート43 WHOISアクセスは、「thin」レジストリにのみ必要とされる
- ◎ 2013 RAAのみ：登録データディレクトリサービス（WHOIS）仕様の第2項の追加WHOISサービスレベル契約（SLA）要件

2009/2013 RAA : Web掲載のその他の義務

レジストラのWeb掲載のその他の義務としては、次のようなものがある（一部）：

- ◎ 以下の項に基づく、有効な連絡先詳細の公開
 - ◎ 2009 RAAの第3.16項
 - ◎ 2013 RAAの第3.17項
- ◎ ICANN認定レジストラのロゴを使用する場合は、RAAの規定に準拠しなければならない
 - ◎ 2009 RAAロゴ使用許諾に関する付録
 - ◎ 2013 RAAロゴ使用許諾の仕様



2009/2013 RAA：認定費用

第3.9項

- ◎ レジストラには、年会費と変額認定費をICANNに支払うことが求められる。
- ◎ ICANNの要請としては、例えば次のようなものがある：
 - ◎ 即時支払い（延滞分の延長なし）
 - ◎ 支払時に遵守通知に返信する
 - ◎ 支払時に電子メールを送付し、CCにaccounting@icann.orgを指定する
- ◎ クレジットカード承認フォーム付きの返信のサイズが4MBを超えないことを確認する：<https://www.icann.org/en/system/files/files/credit.pdf>

2009/2013 RAA：登録のデータと記録

第3.4.2項および第3.4.3項

◎ レジストラの役割：

- ◎ 登録データと記録の書面による伝達を保存し、提供することが求められる
- ◎ ビジネスモデル（再販業者）に関係なく、データと文書を管理してICANNに提供する責任を負う

注：ICANN遵守通知に返答しないと、一般的にはこれらの要件に違反することになる

第3.7.7項

- ◎ 契約に第3.7.7項のすべての条項を記載すること：
 - ◎ 第3.7.1.1～12項で提示されているのと同じまたは同等の言語を登録契約に記載しなければならない
- ◎ レジストラがドメインをレジストラサービスに使用している場合を除き、レジストラ以外の個人または法人との契約でなければならない

2009/2013 RAA : レジストラ連絡先データ

2009 RAAの第5.11項および2013 RAAの第7.6項

- ◎ レジストラは、コンプライアンスに関する連絡、通知、および執行の送信先である連絡先を用意しなければならない
 - ◎ ICANNのレジストラデータベース（RADAR）の情報を常に最新の状態にすること
 - ◎ 一次連絡先の更新にあたっては、以下の指示に従うこと
<https://www.icann.org/resources/pages/registrar-contact-updates-2015-09-22-en>
 - ◎ 連絡先データに関する質問は、radaradmin@icann.orgに送信する

データエスクローの義務

条件、形式、およびスケジュール

- ◎ レジストラデータエスクロー仕様
<https://www.icann.org/en/system/files/files/rde-specs-09nov07-en.pdf>
- ◎ データエスクロー形式の要件は全レジストラに適用される
 - ◎ ドメインのパブリックWHOISと一致していること - 形式と内容
 - ◎ 2013 RAAで要求されているプライバシー/プロキシサービス顧客情報を入れること
- ◎ デポジットスケジュールはレジストラの四半期の取引数によって異なり、ICANNによって決定される（ただし、頻度が週1度を超えることはない）
- ◎ レジストラは、ICANNの指定エスクローエージェント（Iron Mountain）またはICANNが承認した第三者プロバイダ（TPP）のいずれかのデータエスクローを選択できる
- ◎ 7社がデータエスクロープロバイダとして承認されている：
<https://www.icann.org/resources/pages/registrar-data-escrow-2015-12-01-en>

データエスクローの義務 (続き)

データエスクローデポジットでよく発生するエラー

- ◎ デポジットのデータがWHOIS検索またはブロックされたポート43 WHOISと一致していない
- ◎ 2013 RAA : デポジットにはP/Pと基底となる顧客データが含まれなければならない
- ◎ ヘッダ行が不完全である (ICANNの必須フィールドがない)
- ◎ デポジットファイルが空である、またはヘッダ行だけである
- ◎ デポジットファイル名が正しくない
- ◎ ハンドルファイルが (必要であるのに) デポジットから欠如している
- ◎ カンマ区切りでない
- ◎ 完全ファイルとハンドルファイルにヘッダ行がない

ドメイン更新の要件

登録名保有者への適切な時期の通知の送信 - ERRP

- ◎ 更新通知を必要な時期に登録名保有者（RNH）に送付しなければならない
 - ◎ 有効期限の約1か月（26～35日）前と有効期間の約1週間（4～10日）前、および有効期限後5日以内
 - ◎ 登録が自動更新の場合も必要である
 - ◎ 少なくとも登録契約の言語で、かつ、通知の受領のための確認アクションを必要としない方法で伝達しなければならない
 - ◎ RNHの電子メールアドレスに加えて、他の電子メールアドレスに送信することもできる
 - ◎ ERRPで規定された間隔に加えて、他の間隔で送信することもできる
- ◎ 有効期限が切れてから少なくとも8日間はその登録は更新可能であり、DNS解決パスを中断しなければならない
 - ◎ トラフィックがパーキングページにリダイレクトされる場合は、名前が期限切れであることを記載し、更新手順も記載しなければならない
 - ◎ RAEが名前を更新した場合、DNS解決パスを商業的に合理的であると考えられる時期までに速やかに復元しなければならない

ドメイン更新の要件（続き）

更新に関する一般的なエラー

- ◎ 更新通知が必要な間隔で送信されない
- ◎ DNSが適切な時期に遮断されない
- ◎ レジストラに代わってリセラーから更新通知が送信されない
- ◎ 更新通知の送信先が正しくない
- ◎ ICANNに記録を提示する際にレジストラが日付/タイムゾーンを指定せずに通知を送信した（タイムゾーンが異なる）

移転ポリシーの要件

レジストラ間の登録の移転

- ◎ レジストラは、標準化された許可用のフォームを使用しなければならない（移転ポリシーの第I.A.2項および第I.A.3項）
 - ◎ 新レジストラFOA：
<https://www.icann.org/resources/pages/foa-auth-2004-07-12-en>
 - ◎ レジストリにコマンドを送信する前に、移転連絡先からの確認応答が必要である
 - ◎ ドメインが移転完了前に期限切れになる場合で、CORまたはレジストラ間の移転が完了した場合、FOAの発行から60日後に期限切れとなる（レジストラが自動更新を提供していて、登録者が明示的に同意した場合を除く）期限切れになった場合、移転は新FOA経由で再認証される必要がある
 - ◎ 電子署名、移転連絡先の電子メールまたは電話番号と一致する電子メールアドレスまたは電話番号で確認可能
 - ◎ 現レジストラFOA：
<https://www.icann.org/resources/pages/foa-registrar-transfer-confirmation-2016-06-01-en>
 - ◎ FOAは英語で記述しなければならないが、追加言語の使用が認められている

移転ポリシーの要件（続き）

- ◎ ドメインごとに一意のAuthInfoコードを使用してRNHのみを識別しなければならない
また、遵守を証明するために記録が要求されることがある
- ◎ レジストラは移転要求を拒否しなければならない：
 - ◎ UDRP、URS、またはTDRPの手続き保留の通知
 - ◎ 管轄裁判所の裁判所命令の受領
 - ◎ レジストラントの変更（COR）後の60日間のロック期間である
（旧レジストラントがCOR要求前にロックを辞退することを選択していない限り）

移転ポリシーの要件（続き）

移転の一般的なエラー

- ◎ 要求から5日以内にAuthInfoコードが提供されない、またはレジストラントがAuthInfoコードを取得するための方法が提供されない
- ◎ 要求から5日以内に「ClientTransferProhibited」が削除されない、またはレジストラントがロックを解除するための方法が提供されない
- ◎ 移転以外の連絡先への許可用のフォーム（FOA）の送信
- ◎ 標準FOAを遵守していないFOA

移転ポリシーの要件（続き）

レジストラント間移転/レジストラントの変更（COR）

- ◎ レジストラントの名前、レジストラントの組織、レジストラントのメールアドレスおよび管理者のメールアドレス（レジストラントのメールアドレスがない場合）に対する重大な変更を行う場合、レジストラントは以下を実行する必要がある：
 - ◎ 安全なメカニズムを使って、前レジストラントと新レジストラント（または指定代理人）の双方からの明示的な同意を得る
 - ◎ 同意の受領から1日以内にCORを処理する
 - ◎ ポリシーに基づき、CORの両方のレジストラントに通知する
 - ◎ CORの後に60日間のレジストラ間移転を強制的にロックする
 - ◎ いずれのCOR要求についても、事前にレジストラントがロックしないことを選択できる
- ◎ 重大な変更とは、誤植ではない修正のことである

移転ポリシーの要件（続き）

レジストラ間移転/レジストラントの変更（COR） - 習得した教訓

- ◎ CoR後の60日間レジストラ間ロックのオプトアウト
 - ◎ 必須ではない
 - ◎ CoR完了前に許可できる
 - ◎ CoR完了後は許可できず、ロックが実装される
- ◎ レジストラントはファイルの他の連絡先情報を使って前レジストラントから確認を得ることができ、Whoisの電子メールアドレスが有効ではない場合など、公開されたWhoisデータに限定されることはない
- ◎ 60日間ロックはclientTransferProhibited EPPステータスコード以外の方法で実装可能
- ◎ CoRの安全なメカニズムは定義されていないものの、移転ポリシーの注記に一部例が記載されている

移転ポリシーの要件（続き）

レジストラ間移転/レジストラントの変更（COR） - 習得した教訓（続き）

- ◎ 指定代理人はレジストラントにより、レジストラントの代理としてCoRを承認することを明確に許可されている必要があります。
- ◎ ICANNの理事会が指示する通り、ICANNはプライバシーまたはプロキシー保護されたドメインの解除に関してCoRを強制することはありませんが、この件については審査します。
 - ◎ ICANNは、プライバシーおよびプロキシーサービスが解除されているとき、一部のレジストラが現在もCoRプロセスを実装していることを承知しています

移転ポリシーの要件（続き）

2016年12月1日に有効となる移転ポリシー-コンプライアンスの影響

契約範囲内の新しいシナリオ：

- ◎ 同じレジストラ内でのレジストラントの変更（COR）要求
- ◎ COR要求とレジストラ間移転要求
- ◎ 1つのレジストラ内でCORが発生し、その後に別のレジストラに移転する場合
- ◎ 1つのレジストラから別のレジストラに移転し、その後にCORが発生する場合
- ◎ ICANNはコンプライアンスを判断するために以下の追加情報および記録を要求することがある：
 - ◎ CORの伝達と受領に関する記録（日時を含む）
 - ◎ CORの拒否/非適用性に関する記録
 - ◎ CORの許可のための安全なメカニズムに関する詳細
 - ◎ レジストラントによる指定代理人使用の同意
 - ◎ 該当する場合、レジストラントにオプトアウトオプションが提供された証拠

移転ポリシーの要件（続き）

2016年12月11日に有効となる変更に伴うコンプライアンスの影響（続き）

- ◎ レジストラントがポリシーに規定された条件において通知されたことを示す証拠
- ◎ CORの前と後のWHOIS情報
- ◎ 期限切れになったFOAの再承認
- ◎ 電話によるFOA確認の詳細（日時、電話番号、および特定の人物）
- ◎ 新しい現レジストラのFOA（<https://www.icann.org/resources/pages/foa-registrar-transfer-confirmation-2016-06-01-en>参照）

UDRP規則

更新されたUDRP規則の発効日は2015年7月31日

- ◎ UDRPプロバイダからの検証依頼から2営業日以内に、以下の手続きが発生する：
 - ◎ レジストラは問題のドメインをロックし、ロックが適用されたことを確認し、検証依頼で要求された情報をプロバイダに提供しなければならない
 - ◎ レジストラに手続きが取り下げまたは却下されたことが通知されてから1営業日以内にロックを解除しなければならない
 - ◎ ロックとは、レジストラントがWHOISを更新したりドメインを移転したりできないことを意味する（ドメインの解決は引き続き可能でなければならない）
- ◎ プロバイダの決定を受けてから3営業日以内に、レジストラは実施日を関係者、プロバイダ、およびICANNに通知しなければならない
- ◎ UDRPケースの外部で当事者間での和解が成立した場合
 - ◎ レジストラはレジストラに和解の差し止めと結果を通知する
 - ◎ レジストラはプロバイダによる通知から2営業日以内にロックを解除するものとする
- ◎ UDRP規則ウェビナーのプレゼンテーション：
<https://www.icann.org/en/system/files/files/udrp-rules-30sep14-en.pdf>

UDRP規則の要件

ロックおよび検証の要件UDRP規則4 (b)

- ◎ プロバイダの検証依頼の受領から2営業日以内に、レジストラは、検証依頼で要求された情報を提供し、ドメインのロックが適用されていることを確認することとする
- ◎ ロックとは、レジストラがドメインに適用する一連の措置であり、相手方によってレジストラおよびレジストラの情報が変更されないようにするものだが、ドメインの解決または更新には影響しない
- ◎ UDRPロック苦情処理の迅速化：
 - ◎ 苦情がUDRPプロバイダから提出される
 - ◎ 1暦日の通知期限

UDRP規則の要件（続き）

UDRP規則での一般的なエラーとして、次のようなものがある

- ◎ UDRPプロバイダからの検証依頼に期限内に対応しなかった
- ◎ UDRPの対象となるドメインをロックしなかった
- ◎ レジストラントと同じ商業的条件での更新または復元する
「Complainant（苦情申立人）」オプションが提供されておらず、
UDRP紛争中にドメインを期限切れにしたり削除したりすることが許
可されている
- ◎ UDRP決定を期限内に実施しなかった
- ◎ UDRP決定と実施日が関係者全員（ICANNを含む）に伝達されなかった

コンプライアンス証明書の要件

提出時期および記入するフィールド

- ◎ 毎年、暦年の終了後20日以内に記入してICANNに返送する
- ◎ 2013 RAAの条件を遵守していることを証明する証明書
- ◎ 社長、最高経営責任者、最高財務責任者、または最高執行責任者（またはその同等の役職者）が実行されなければならない
- ◎ 暦年を遵守を証明する年のフォームの先頭に入力する（2017年1月20日に提出するフォームの場合、証明する年は2016年になる）
- ◎ 形式は2013 RAAに以下のとおり明記されている：
<https://www.icann.org/resources/pages/registrar-compliance-certificate-2015-12-09-en>

2009/2013 RAAのリンク

1

2013 RAA

<https://www.icann.org/resources/pages/approved-with-specs-2013-09-17-en>

2

2009/2013 RAA（赤字が修正箇所）

<https://www.icann.org/en/system/files/files/approved-with-specs-21may09-redline-27jun13-en.pdf>

3

2013 RAA FAQ（4つのウェビナーへのリンクを含む）

<https://www.icann.org/resources/pages/faqs-2013-11-26-en>